

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○行政組織規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○事務委任規則の一部を改正する規則	(同)	二
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則	(同)	二
○河川管理規則の一部を改正する規則	(河川課)	二
○海岸占用料等条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
○港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾課)	三
○入港料条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
○港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
訓 令 甲	(人事課)	四
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課)	四
告 示	(農業振興課)	五
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	五
○特定農業用ため池の指定	(農村整備課)	五
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	六
○道路の供用開始(二件)	(同)	六
○道路占用料規程の一部を改正する告示	(同)	七
○洪水浸水想定区域の指定	(河川課)	七
○平成十七年宮城県告示第千九百九十三号(浸水想定区域の指定)の廃止	(同)	八
○二級河川の指定の変更	(同)	八

規 則

○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	八
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(同)	八
○土地改良区の定款変更の認可(二件)	(大河原地方振興事務所)	八
公 告	(大森防波堤横泊地及び大森防波堤横泊地②に限る。)	
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(森林整備課)	九
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	九
監査委員		
○定期監査結果に対する措置の公表		九

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十九号

行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条 オリンピック・パラリンピック大会推進課の分掌事務の項第一号中「令和二年に開催される」を削り、同条地域復興支援課の分掌事務の項第十八号を第十九号とし、第四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 移住・定住の推進に関すること。

第十六条 食産業振興課の分掌事務の項第四号中「卸売市場審議会」を「卸売市場の総合的な調整」に改める。

第二十二条 第一項の表オリンピック・パラリンピック大会推進局長の項中「令和二年に開催される」を削る。

別表第三 泊(歌津) 漁港の指定施設の項及び伊里前漁港の指定施設の項を削り、同表志津川漁港の指定施設(林防波堤横泊地、南防波堤横泊地、大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地②に限る。)

の項中

同	同
同	同

を

港の指定施設の項の次に次のように加える。

本吉郡南三陸町	同	同
---------	---	---

に改め、同表波伝谷漁

雄勝漁港の指定施設	石巻市	同	同
-----------	-----	---	---

別表第三桃ノ浦漁港の指定施設の項中

石巻市	を	同	に改める。
-----	---	---	-------

第二条 行政組織規則の一部を次のように改正する。

第十二条地域復興支援課の分掌事務の項中第十九号を第二十号とし、第四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 特定地域づくり事業協同組合の認定等に関する事。

附則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和二年六月四日から施行する。ただし、第一条中第十六条の改正規定は、令和二年六月二十一日から施行する。

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項第三十三号中「第二十二條の六第二項」を「第二十一條の五第二項」に改め、同号り中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同号ヌ中「第二十三條」を「第二十三條第一項、第二項及び第四項並びに第二十四條の二第一項及び第二項」に改め、同号ル中「第二十四條第一項」の下に、「第二十四條の二第三項、第二十五條第五項」を加え、同号ワ中「第二十四條の二」を「第二十四條の二の二」に改め、同号ヰ中「第三項」を「第四項」に改め、「による」の下に「指導、助言」を加える。

附則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十一号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項に規定する特定事業主等を定める規則（平成二十八年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則七十二号

河川管理規則の一部を改正する規則

河川管理規則（昭和五十一年宮城県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る督促の特例）

7 納期限が令和二年四月十六日から同年九月三十日までの間に到来する流水占用料等は、当該流水占用料等の納入義務者が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該納期限までに納付することが困難であると知事が認めるときは、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第四十二条第一項の規定にかかわらず、期限後六月以内に督促するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

海岸占用料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十三号

海岸占用料等条例施行規則の一部を改正する規則

海岸占用料等条例施行規則（平成十二年宮城県規則第百三十四号）の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る督促の特例）

3 納期限が令和二年四月十六日から同年九月三十日までの間に到来する海岸占用料等は、当該海岸占用料等の納入義務者が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該納期限までに納付することが困難であると知事が認めるときは、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第四十二条第一項の規定にかかわらず、期限後六月以内に督促するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十四号

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設等管理条例施行規則（昭和三十八年宮城県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る督促の特例）

3 納期限が令和二年四月十六日から同年九月三十日までの間に到来する使用料は、当該使用料の納入義務者が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該納期限までに納付することが困難であると知事が認めるときは、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第四十二条第一項の規定にかかわらず、期限後六

月以内に督促するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入港料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

入港料条例施行規則の一部を改正する規則

入港料条例施行規則（昭和五十二年宮城県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。第三条中「第三十一条第一項後段」を「第三十一条第三項」に改める。

附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る納期の特例）

2 令和二年四月十六日から同年九月三十日までの間に仙台塩釜港に入港する船舶から徴収する入港料について、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により知事が必要があると認めるときは、第三条の規定の適用については、同条中「二月以内」とあるのは、「六月以内」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十六号

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則（平成十二年宮城県規則第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る督促の特例）

5 納期限が令和二年四月十六日から同年九月三十日までの間に到来する占用料等は、当該占用料等

の納入義務者が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該納期限までに納付することが困難であると知事が認めるときは、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第四十二条第一項の規定にかかわらず、期限後六月以内に督促するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

○宮城県訓令甲第二十号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 震災復興・企画部長の地域復興支援課に係る専決事項の項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）の施行に関する次のこと。

イ 特定地域づくり事業協同組合の認定及び公示（第三条）

ロ 特定地域づくり事業協同組合の地区、事業等の変更の認定及び公示（第五条）

ハ 特定地域づくり事業協同組合の認定の失効、取消し及び公示（第九条）

ニ 適合命令及び改善命令（第十三条）

ホ 特定地域づくり事業の停止命令及び公示（第十四条）

別表第一 地域復興支援課長に係る専決事項の項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 特定地域づくり事業の廃止の届出の受理（第八条）

ロ 報告の徴収及び立入検査（第十二条）

別表第一 環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十九 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第二十三条第三項の規定による勧告に従わない旨の公表

別表第一 農政部長の園芸振興室に係る専決事項の項第三号イ中「開設の許可（第五十五条）」を「認定及びその変更の認定（第六条、第十三条、第十四条）」に改め、同号ロ中「における卸売業務の許可（第五十八条）」を「に係る措置命令（第十条、第十四条）」に改め、同号ハ中「の廃止の許可（第六十条）」を「に係る認定の取消し（第十一条、第十四条）」に改め、同号ニを削り、同項第四号を削る。

別表第一 園芸振興室長に係る専決事項の項を次のように改める。

園芸振興室長

卸売市場法の施行に関する次のこと（農産物を扱う地方卸売市場に係るものに限る。）。

イ 指導及び助言（第九条、第十四条）

ロ 報告の徴収及び検査（第十二条、第十四条）

別表第一 農政部長の畜産課に係る専決事項の項第十二号イ中「開設の許可（第五十五条）」を「認定及びその変更の認定（第六条、第十三条、第十四条）」に改め、同号ロ中「における卸売業務の許可（第五十八条）」を「に係る措置命令（第十条、第十四条）」に改め、同号ハ中「の廃止の許可（第六十条）」を「に係る認定の取消し（第十一条、第十四条）」に改め、同号ニを削り、同項第十三号を削る。

別表第一 畜産課長に係る専決事項の項第十二号を次のように改める。

十二 卸売市場法の施行に関する次のこと（食肉を扱う地方卸売市場に係るものに限る。）。

イ 指導及び助言（第九条、第十四条）

ロ 報告の徴収及び検査（第十二条、第十四条）

別表第一 畜産課長に係る専決事項の項第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

別表第一 水産林政部長の水産業振興課に係る専決事項の項第十号イ中「開設の許可（第五十五条）」を「認定及びその変更の認定（第六条、第十三条、第十四条）」に改め、同号ロ中「における卸売業務の許可（第五十八条）」を「に係る措置命令（第十条、第十四条）」に改め、同号ハ中「の廃止の許可（第六十条）」を「に係る認定の取消し（第十一条、第十四条）」に改め、同号ニを削り、同項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とする。

別表第一 水産業振興課長に係る専決事項の項第九号を次のように改める。

九 卸売市場法の施行に関する次のこと（水産物を扱う地方卸売市場に係るものに限る。）。

イ 指導及び助言（第九条、第十四条）

ロ 報告の徴収及び検査（第十二条、第十四条）

別表第一水産業振興課長に係る専決事項の項中第十号を削り、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第三十二号中「(昭和四十八年法律第百五号)」を削り、同号二中「第二十二條の六、第二十四條の二」を「第二十一條の五、第二十四條の二の二」に改め、同号ト中「第二十四條」の下に「第二十四條の二、第二十五條」を加え、同号中チからカまでをリからヨまでとし、トの次に次のように加える。

チ 飼養者等への助言及び指導(第二十五條)

附則

この訓令は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項及び別表第七に係る改正規定は令和二年六月一日から、別表第一震災復興・企画部長の地域復興支援課に係る専決事項の項及び同表地域復興支援課長に係る専決事項の項の改正規定は令和二年六月四日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百五十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和二年五月二十九日

○宮城県告示第四百五十六号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)第七条第一項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池として指定した。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定農業用ため池の名称

特定農業用ため池の所在地

指定の年月日

根岸大堤ため池	大崎市岩出山池月字上一栗銘沢山二の二	令和二年五月二十九日
新田二号ため池	大崎市岩出山字上真山新田十一	令和二年五月二十九日
高野ため池	大崎市岩出山南沢字高野	令和二年五月二十九日
梨の木沢ため池	大崎市岩出山南沢字曲田裏七十の四	令和二年五月二十九日
宮守沢ため池	大崎市岩出山南沢字大久保九十九の一	令和二年五月二十九日
六田向ため池	大崎市岩出山字下真山六田向二十六の二	令和二年五月二十九日
狩股沢ため池	大崎市三本木音無字狩股沢十二	令和二年五月二十九日
大豆坂ため池	大崎市三本木字大豆坂九の二	令和二年五月二十九日
丸山ため池	大崎市古川雨生沢字息沢七十二	令和二年五月二十九日
二枚橋ため池	大崎市古川北宮沢字二反田二	令和二年五月二十九日
畑谷地ため池	大崎市古川清水沢字新鴻ノ巢四二十九	令和二年五月二十九日
八幡二号ため池	大和町鶴巢下草字迫百三十四	令和二年五月二十九日
鹿野開田ため池	大和町落合松坂字佐野二十五の七	令和二年五月二十九日
広口堤ため池	大和町鶴巢山田字中窪十二の四	令和二年五月二十九日
泉崎後場ため池	大和町鶴巢山田字水吸二十三の一	令和二年五月二十九日
泉崎前ため池	大和町鶴巢山田字中田五	令和二年五月二十九日
新坂ため池	大和町落合松坂字新坂十五	令和二年五月二十九日
鈴ヶ入ため池	山元町坂元字鈴ヶ入二八	令和二年五月二十九日
四本松三号ため池	丸森町大張大蔵字四本松七十三の一	令和二年五月二十九日
松の塚中ため池	丸森町大張大蔵字小倉十一の三	令和二年五月二十九日

○宮城県告示第四百五十七号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

姥沢一号ため池	大崎市古川小野字姥沢四十	令和二年五月二十九日
桑折大日向三号ため池	大崎市三本木桑折字大日向六十九	令和二年五月二十九日
南館一号ため池	大崎市田尻蕪栗字舞岳南十四	令和二年五月二十九日
小沢七号ため池	大崎市田尻蕪栗字小沢七	令和二年五月二十九日
小沢四号ため池	大崎市田尻蕪栗字小沢五十の十二	令和二年五月二十九日
小沢一号ため池	大崎市田尻蕪栗字小沢三十三の一	令和二年五月二十九日
清水ヶ入一一号ため池	大崎市田尻大沢字清水ヶ入一十六の二	令和二年五月二十九日
猪ノ沢中一号ため池	大崎市田尻大沢字猪沢中七の五	令和二年五月二十九日
宝森三号ため池	大崎市田尻大貫字宝森二の十三	令和二年五月二十九日
新畑前六号ため池	大崎市田尻大貫字新畑前六の二	令和二年五月二十九日
下北山二号ため池	大崎市田尻沼部字下北山十一の四	令和二年五月二十九日
北山二号ため池	大崎市田尻沼部字北山五十七の二	令和二年五月二十九日
中伊賀三号ため池	大崎市三本木伊賀字中伊賀十二の九	令和二年五月二十九日
山谷三号ため池	大崎市岩出山上野目字狼ノ沢二十二の二	令和二年五月二十九日
新田ノ目ため池	大崎市田尻大貫字新田目五の三	令和二年五月二十九日
館越一号ため池	大崎市田尻大貫字館越下二の七	令和二年五月二十九日
築留一号ため池	大崎市田尻大貫字築留十五の一	令和二年五月二十九日
鍛冶谷沢ため池	大崎市鳴子温泉字蓬田	令和二年五月二十九日

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和二年五月二十九日

一 道路の種類 県道
 二 路線 名 河南米山線
 三 道路の区域

変更の区間 石巻市桃生町神取字山畑五七番二地先から 同市桃生町神取字山畑五七番一地先まで	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	一七・七 三五・三	一一七・〇
後	一九・四 三八・七	一一七・〇	

○宮城県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和二年五月二十九日

一 道路の種類 県道
 二 路線 名 石巻工業港矢本線
 三 道路の区域

変更の区間 石巻市門脇字鷺塚二六三番二地先から 東松島市矢本字南浦二〇二番地先まで	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	八・〇 四〇・五	三、六九〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後B	一一・三 四八・〇	三、六九〇・〇		

○宮城県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市松崎馬場一三番一地从先から同市松崎中瀬九五番一地从先まで	令和二年 六月一日

○宮城県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻工業港矢本線	石巻市門脇字鷲塚二六三番二地从先から東松島市矢本字南浦二〇二番一地从先まで	令和二年 五月二十九日 午後三時

○宮城県告示第四百六十一号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料規程の一部を改正する告示

道路占用料規程（平成九年宮城県告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（占用料の督促）

第五条 知事は、占用料を条例第三条第一項及び第二項に規定する納期限までに納付しないものがあ

るときは、期限後二十日以内に督促状により督促しなければならない。

2 前項の督促に係る指定期限は、督促状を発する日から十日以内の日としなければならない。

（占用料の返還）

第六条 条例第三条第三項ただし書の規定により占用料の返還を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第二条第七号に規定する歳入徴収者に提出するものとする。

- 一 請求者の住所及び氏名又は名称
- 二 返還する占用料に係る占用物件の所在地、種別及び数量
- 三 その他知事が必要と認める書類

2 前項の場合において、占用料の返還の請求が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第九十三条の規定による不利用物件の引渡しを原因とするものであるときは、同項の請求書に他の道路管理者が占用料を徴収する事実を証する書類を添付しなければならない。

附則に次の一項を加える。

3 納期限が令和二年四月十六日から同年九月三十日までの間に到来する占用料について、当該占用料の納入義務者が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該納期限までに納付することが困難であると知事が認める場合には、第五条第一項の規定の適用については、同項中「二十日以内」とあるのは、「六月以内」とする。

附 則

この告示は、令和二年五月二十九日から施行する。

○宮城県告示第四百六十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大 川	河川の名 称	次 の 図 面 の と お り	指 定 年 月 日
	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	令和二年五月二十九日	指定年月日

鹿折川

〔次の図面〕は、省略し、宮城県土木部河川課及び気仙沼土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。

○宮城県告示第四百六十三号

平成十七年宮城県告示第九十三号（浸水想定区域の指定）は、廃止する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百六十四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第一項の規定により、次のとおり二級河川の指定を変更する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更	区分		上流端	下流端
	旧	新		
	只越川	只越川	左岸 本吉郡唐桑町字上川原四番の二地先 右岸 同郡同町字只越五六番地先	
		新 只越川	左岸 気仙沼市唐桑町上川原一番 右岸 同市同町只越五四番三地先	

○宮城県告示第四百六十五号

名取市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

飯野坂東部地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十六号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十七号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

名取市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十八号

柴田郡村田町菅生土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年五月二十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年五月二十九日

○宮城県告示第四百六十九号

宮城県大河原地方振興事務所
所 長 笹 出 陽 康

蔵王町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年五月二十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年五月二十九日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 笹 出 陽 康

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和二年度森林病虫害等防除「伐倒駆除（東部管内）」業務委託（単価契約）

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年五月七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 石巻地区森林組合 石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一

五 落札金額 二万五千七百五十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年四月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和二年度森林病虫害等防除「伐倒駆除（仙台管内）」業務委託（単価契約）

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年五月七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 宮城中央森林組合 仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地一

五 落札金額 二万五千七百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年四月十七日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 名取市本郷字大門三十五番一、三十五番四、三十五番七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 名取市本郷字大門七十四番地 芦名 秀

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和二年5月29日

宮城県監査委員 本 木 忠 一
宮城県監査委員 太 田 稔 郎
宮城県監査委員 石 森 建 二
宮城県監査委員 成 田 由 加里

記

一 監査委員の報告日 令和二年2月18日

2 通知のあった日

令和2年3月27日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努めらるべし。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 88,758,936円

過年度分 208,496,050円

合 計 297,254,986円

・平成29年度収入未済額

現年度分 82,688,093円

過年度分 228,044,804円

合 計 310,732,897円

ロ 措置の内容

「平成31年度県税事務運営」及び「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき「平成31年度大河原県税事務所運営方針」を策定し、年度末収入未済額について、個人県民税については前年度比4%以上縮減、その他の税目については前年度比4%以上縮減を数値目標とし徴収確保に努めている。

<個人県民税の対応>

宮城一斉滞納整理強化月間では、共同徴収、特別徴収未実施事業所への共同勧奨等を市町と連携して実施する予定であったが、台風19号の災害対応等の関係から、5町と共同催告のみの実施となった。地方税法第48条による直接徴収は10件(2,587千円)引き受け2月末時点で完納1件、納付約束3件となっており、3月末時点の完納と一部納付は計1,542千円となる見込みである。

また、県税還付金や滞納者の財産調査結果の情報提供、滞納整理技法向上のための研修会の開催等により市町を支援した。

なお、当所職員の市町村併任については当所の方針を示し、賛同する市町に対して個別に働きかけていくこととしている。

<その他の税目の対応>

滞納整理を効果的に行うために、年間計画及び調査の進め方を見直して取り組んできたが、台風19号の影響等により各種調査の実施延期、角田市及び丸森町の滞納整理の中断等、当初の計画どおり進めることが困難となる中で、高額・長期滞納事案(滞納繰越分)の11件については、事案検討会により処理方針を立てて滞納整理を行い、2月末時点で完納2件、納付計画履行確認3件のほか、折衝・財産調査等継続6件となっている。

また、訪宅の際には、自動車の有無や外観による生活状況の調査を行い、住民税調査及び各種財産調査等の結果も踏まえて滞納整理方針を検討し、各滞納者の実態に応じた対応を行っているところであり、滞納処分には当たっては、自動車差押、預貯金や生命保険の差押のほか、自動車差押後も滞納が続く者については、タイヤロックを行い完納に結びつけている。なお、資力のない滞納者については、納税の猶予や滞納処分の執行停止を行い適切な債権管理に努めている。

(2) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努めらるべし。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 113,344,837円

過年度分 194,359,382円

合 計 307,704,219円

・平成29年度収入未済額

現年度分 149,735,100円

過年度分 206,010,506円

合 計 355,745,606円

ロ 措置の内容

収入未済額の縮減については、平成31年3月に策定した「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成31年度県税事務運営」に基づき、次のとおり徴収確保に努めた。
収入未済額の約66%を占める個人県民税については、仙台南地方住民税徴収確保対策会議等を通じて、管内市町との情報共有と収入未済額の縮減に向けて連携強化を図った。

また、県税職員が市町職員としての身分を併せ持つ併任制度や市町職員による相互併任制度

報 告 書 公 報 回

を実施し、各市町の実情に応じた協力・支援を行うことで、収入未済額の縮減に努めた。
個人県民税以外の税目については、催告や納税指導員の訪宅による納税勧奨を実施するとともに、早期に財産調査を行い、効率的な納税折衝や差押を実施した。

(3) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、収税の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分	102,866,209円
過年度分	138,691,045円
合 計	241,557,254円

・平成29年度収入未済額

現年度分	90,952,872円
過年度分	141,646,604円
合 計	232,599,476円

ロ 措置の内容

県税収入未済額の縮減に当たっては、「県税滞納額縮減対策3か年計画」[平成31年度県税事務運営]及び「県税事務運営に関する基本方針について」に基づき様々な滞納整理に取り組んだ。

個人県民税については、賦課徴収に当たる市町支援として、共同催告、共同訪宅、滞納処分研修会の開催及び県税還付金の差押支援を行った。また、更なる県の支援強化と市町との連携を推進するため、昨年度から市町と協議している県職員の市町徴税吏員への併任及び各市町徴税吏員の相互併任に向けた議論を深化するとともに、来年度から円滑に実現が図られるよう県と市町で共通する大口滞納者の自宅等の共同捜索を行い、市町職員の徴収技術の向上に努めた。個人県民税以外の一般税目については、滞納件数の多い自動車税を中心に督促状発布直後から自宅訪問を行い、大口の納税者に対しては、納期限前から連絡を取り、納期内納付が難しい場合は生活状況等を聴き取り分納誓約を取るなど早期の催告に取り組んだほか、納税能力が乏しい者には、処分停止等の措置を講じるなど納税者の生活状況に即した対応を行った。また、常習滞納者に対しては、長期に至らない場合でも早期に債権等の差押を行い、納期内納税者との公平性を保つよう努めた。

このほか、自動車税の納期内納付の向上に向けたキャンペーンを実施し、地元FM局を通じて広くお知らせするとともに、自動車保有台数の多い企業を直接訪問して納期内納付を依頼する箇所数を増やすなど対応を強化した。

(4) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、収税の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分	103,410,335円
過年度分	161,540,573円
合 計	264,950,908円

・平成29年度収入未済額

現年度分	136,412,234円
過年度分	194,911,993円
合 計	331,324,227円

ロ 措置の内容

平成30年度の収入未済額については、平成29年度決算から約6千6百万円の縮減(▲20.0%)が図られたが、更なる縮減を進めるため、平成31年3月に策定した「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成31年度県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減と徴収の確保に努めている。

個人県民税では、東部県税事務所登米地域事務所との共催で、住民税徴収対策会議を開催して管内市町との情報共有及び取組意識の向上を図ったほか、管内市町職員等を対象とする滞納処分研修会を開催し、知識及び実務能力の向上に努めた。また、共同催告や県税還付金の差押支援など市町との協働の取組を積極的に進めた。

個人県民税以外の税目では、機能分担型の徴収体制のもと、債権を中心とした財産調査に重点的に取り組み、催告により自主納付を促進するとともに、差押等の滞納処分を積極的に実施し効率的な滞納整理を進めた。また、各種調査に基づき滞納者の担税力を見極め、換地の猶予や滞納処分停止を適宜行うなど適切な債権管理に努めた。

(5) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額
現年度分 35,783,598円
過年度分 79,215,621円
合 計 114,999,219円
・平成29年度収入未済額
現年度分 51,287,625円
過年度分 95,717,791円
合 計 147,005,416円

ロ 措置の内容

個人県民税については、収入未済額の縮減に向けた登米市との情報・意見交換等による連携強化を図るとともに、宮城一斉滞納整理強化月間では、登米市との連名による共同催告を実施した。さらに、東部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議を開催し、徴収技法の向上を図る滞納処分研修会を実施した。このほか、県税還付金差押支援の実施など登米市に対する支援に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、分納誓約等の進捗管理の徹底、大口滞納者等の事案検討を適時実施し、滞納整理方針を明確にした。滞納整理に当たっては、全滞納者の財産調査を7月及び9月に実施(812件)し、預貯金・給与・生命保険等の債権を主体に差押及び取立を行った。このほか、捜索によって差し押さえた動産をインターネット公表に付して換価するなど差押中心の滞納整理に積極的に取り組んだ。資力のない滞納者については、滞納処分の停止を適用するなど適切な債権管理に努めた。

(6) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額
現年度分 34,152,712円
過年度分 98,368,213円

合 計 132,520,925円

・平成29年度収入未済額

現年度分 43,609,614円
過年度分 94,101,920円
合 計 137,711,534円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成31年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と税収の確保に努めた。

個人県民税については、地方税法第48条による直接徴収を実施したほか、共同催告・共同徴収、県税還付金の差押支援、研修会開催による滞納整理技法の向上など市町を積極的に支援する事業を実施した。

個人県民税以外については、国・市町とも連携しながら早期の折衝・催告を行うとともに、預貯金、給与等の債権を中心に早期の財産調査を行い、これらの調査結果を活用し、差押等の滞納処分を実施した。また、資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行い、適切な債権管理に努めた。

(7) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額
現年度分 8,277,516円
過年度分 68,106,568円
合 計 76,384,084円

・平成29年度収入未済額

現年度分 19,935,150円
過年度分 56,044,351円
合 計 75,979,501円

ロ 措置の内容

未収債権の縮減を図るため、所長以下幹部職員が出席する「生活保護業務適正化会議」を毎月開催し、未収債権の納付状況を踏まえた適切な納付指導を徹底するほか、未収債権の新規発

報 告 書 要 約

<p>生を抑制するため、被保護世帯の取入の適時・適切な把握に必要な訪問調査活動の実施について進行管理を行った。</p> <p>また、令和元年10月から12月の3か月間を「未収債権回収強化月間」に設定し、分納約束の不履行を含む滞納案件60件、30,509,583円を対象として、幹部職員を含む「未収債権回収チーム」による組織的な納付指導を行った。具体的には、文書及び電話による納付指導を行った上、応答がなかった滞納者を対象として、随時訪問を32回実施した。</p> <p>「未収債権回収強化月間」の取組みにより、32件、10,968,644円の納付約束があり、令和2年1月末時点の納付額は1,715,349円となっている。</p> <p>(8) 東部保健福祉事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>歳入歳出外現金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>再任用職員に係る健康保険料及び厚生年金保険料について、払出を行っていないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 4件 ・金額 75,847円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>当該事案については、各人ごとに事情が異なる多数の職員（再任用職員、非常勤職員及び臨時職員）を対象に行う煩雑な事務手続であること、また、手続について知識・情報が必要とする事務であるが、その不足により生じたものである。</p> <p>処理については、状況を把握の上、処理方法の決定までは至ったが、令和元年度にかけて別の誤処理が生じていることが判明し、総括的に処理すべく、改めて処理方法を検討している状況にある。</p> <p>現在、同様の不適切な処理を防止するため、会計担当者のみならず、管理職も含め、研修等の受講を促し、知識の習得に努める体制の構築を図ったとともに、これまで以上に慎重な複数の目による確認を行い、再発の防止に努めている。</p> <p>(9) 気仙沼保健福祉事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p>	<p>消防法により定められた防火管理者の解任及び選任の手続きがなされていないかったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法第8条第2項 <p>ロ 措置の内容</p> <p>平成27年7月2日に防火管理者選任届及び消防計画書の変更届を気仙沼消防署に提出していたが、その後、防火管理者の異動があっても、担当者の知識不足から消防署への届出を行わなかったもの。</p> <p>防火管理者選任予定の副参事兼次長（総括担当）が、令和2年1月28日及び29日に実施された甲種防火管理者講習会を受講し、令和2年2月7日付けで、気仙沼消防署へ防火管理者選任届及び消防計画書変更届を提出した。</p> <p>なお、令和2年3月5日には、消防訓練（通報訓練・避難訓練・消火訓練）を実施し、気仙沼消防署に報告済みである。</p> <p>今後は、防火管理関係の法令等を遵守し、適正な事務処理に努めていく。</p> <p>(10) 産業技術総合センター</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>消防法により定められた消防設備点検結果の所轄消防署への報告がなされていないかったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法第17条の3 <p>ロ 措置の内容</p> <p>消防法令に基づく報告について担当者における引き継ぎが不十分であったため、今回の報告時期が不明瞭となってしまうといったが、消防設備点検業務関係簿冊とは別に点検結果報告・改善計画・結果報告書に係る単独の簿冊を作成し、次期報告時期を明示して報告漏れの起こらないように管理していく。</p> <p>(11) 林業技術総合センター</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>手数料において、測定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>木材等試験手数料について、平成29年12月20日に測定すべきものを、平成30年8月3日に測定したものの。</p>
--	--

報 告 書 公 報 城 県 公 報

<p>・件数 1件 ・金額 33,000円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>会計事務については、複数の目によるチェック、管理職による業務の進捗状況等の確認・把握を行ってきたが、平成29年度の調定遅延は処理を担当者にしていたことが原因であった。そのため、平成30年度においては、職員に対し適正な事務処理意識及び危機管理意識の一層の徹底を図るとともに、当該手数料に関する処理状況を、出納員を含めた複数の職員間で共有できるようにしており、定期的に進捗状況及び処理漏れの有無の確認を行う等の再発防止策を講じ、現在も継続している。</p> <p>(12) 多賀城高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>成人歳出予算に計上せず、他団体から助成金を受領して物品購入費等に充て、取得した物品の登録がなされていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 2件 ・金額 1,000,000円 <p>・購入物品 ローソー式、プロジェクター (ほか)</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>他団体からの助成金については、受領したものを通帳で管理し、物品等の購入に充てていた。助成金の事務処理は、各種規定等を考慮しながら行っていたが、認識不足により、不適切な会計・物品管理があった。</p> <p>助成金の受入や物品の登録について事務室内で改めて会計事務の手引きや物品管理調達事務マニュアルを再確認した。</p> <p>今後、他団体からの助成金の事務処理については、主務課に確認しながら適正に行い、再発防止に努めていく。</p> <p>(13) 多賀城高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>著しく事務の適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 受給希望者を募ることなく、学校が無断で生徒の名義で奨学金の受給申請を行い、給付</p>	<p>金を教育活動経費に充当したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請名義数 125人 ・給付金額 500,000円 <p>・充当内容 防災研修等参加旅費 (ほか)</p> <p>2 タブレット端末等利用料金の徴収を学校が一括取りまどめの上、毎月、業者へ支払を行っているものの、料金収受の状況が整理されていないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 129人 (H31. 1月時点) <p>ロ 措置の内容</p> <p>1 学校が、教育公務員弘済会の奨学金事業へ申請を行う際に、内容の理解不足もあり、不適切な経緯で申請し、不適切な経費の執行となったもの。</p> <p>今後、申請を行う際には、事業を熟知するとともに、生徒から奨学金受給の募集を募り受給申請を行うなど、事業に則った事務処理を適正に行い、再発防止に努めていく。</p> <p>2 タブレット端末等利用料金について、教職員分と生徒分を徴収し、管理していたが、具体的に誰が何月分まで納めていたか納入状況が一覧化されたものが無かったもの。今後は納入状況を一覧表化し、料金収受の状況を明らかにするとともに、担当者だけでなく職員間での複数のチェックを行うこととする。</p>
--	--